

最高裁秘書第1346号

令和7年4月17日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

令和2年度（最情）答申第17号（令和2年9月24日答申）において不開示情報を含むと判断された「民事裁判起案の留意点」の全部を裁判所HPに掲載したことを決定した際の文書（不開示情報を裁判所HPに掲載しても問題ないと判断した理由が書いてある文書を含むが、これに限らない。）

(2) 苦情の申出がされた日

令和6年6月19日付け（同月20日受付）

2 答申番号

令和6年度（最情）答申第22号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）